

第 6 次出入国管理政策懇談会 第 5 回 提出資料

新宿区長 中山弘子

1 外国人との共生社会の実現に向けた取組について

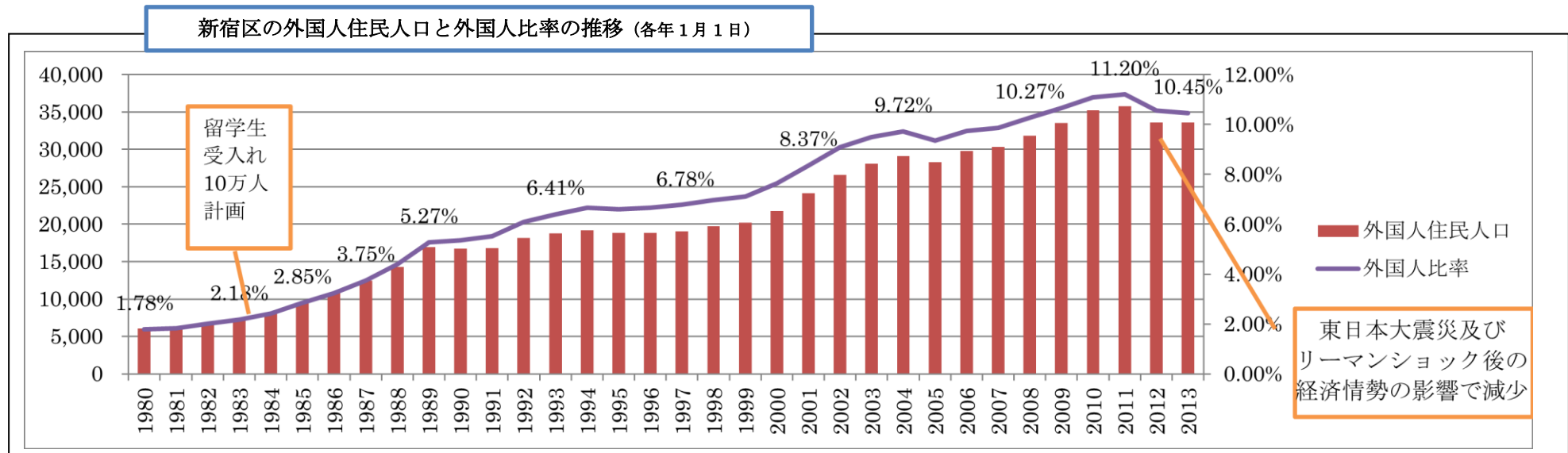
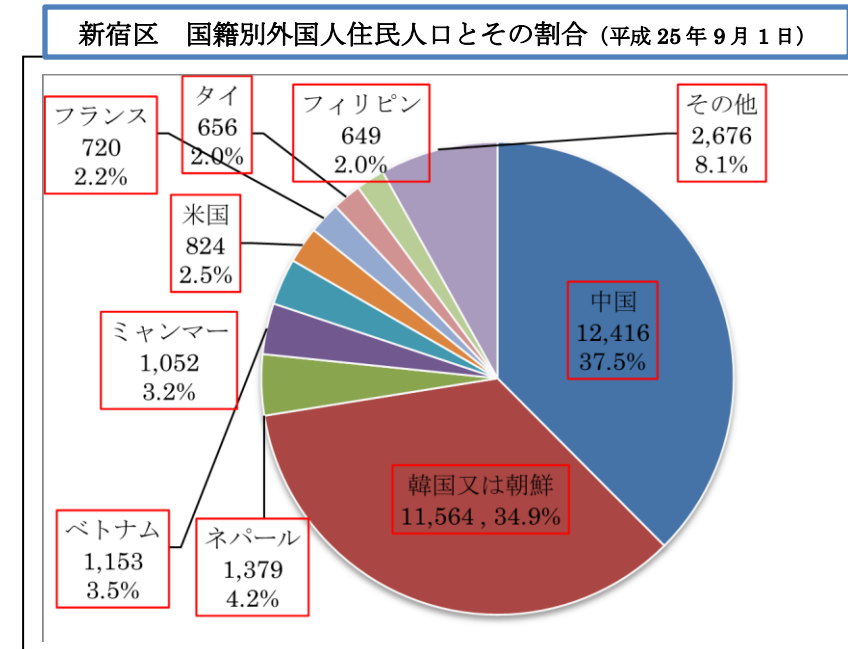
(1) 新宿区の外国人住民について

① 平成 25 年 9 月 1 日現在の新宿区の人口は、322,802 人でそのうち外国人住民は 33,089 人で外国人比率は 10.3%、国籍数は 110 か国である。

② 国籍別では、中国、韓国及び朝鮮の 2 国籍で 7 割以上を占め、ネパール、ベトナム、ミャンマーが 1,000 人以上でこれに続く。特にベトナムは 4 月 1 日現在 499 人であったが 5 か月間で 2.3 倍に急増、在留資格は 9 割が「留学」。

(2) 外国人住民増加の背景

新宿区の外国人住民人口は、1980 年代後半から増加。背景には、「留学生受入れ 10 万人計画」が発表された後（1983 年）、日本語学校が区内に林立。大学等で留学生が多く受け入れられるようになり、そうした留学生が卒業後も定住した。



(3) 在留資格別の推移

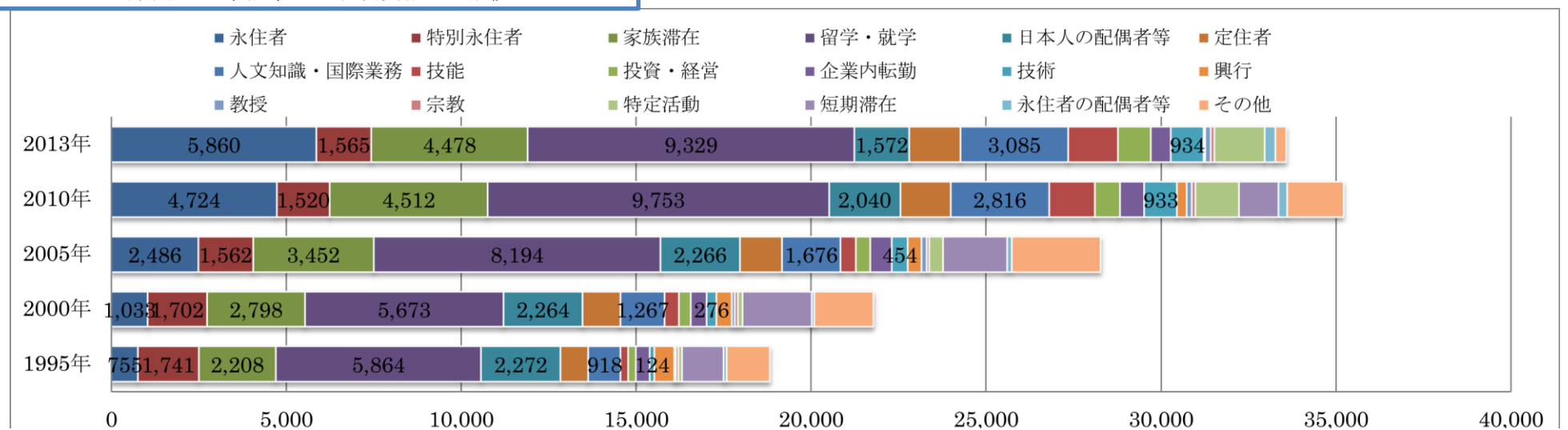
80 年代後半から増加した「留学」、「就学」（現在は「留学」）を目的として来日した外国人住民が、卒業後「人文知識・国際業務」や「技術」などの就労資格で定住し、さらには「永住者」の要件緩和により「永住者」となる外国人住民が増加した。

現在は、「留学生 30 万人計画」のもとで、外国人住民の約 3 割（9,329 人）が「留学」目的で在留。今後も外国人住民の増加が予想されるとともに、2 世代の教育が課題となっている。

(4) 新宿区の多文化共生の主な取組み

- ① 日本語学習支援 区内 10 か所 12 教室で実施。
- ② 区立学校、幼稚園等における児童、生徒、園児への日本語学習、教科学習支援。初期集中指導（小中学生 30 時間）、サポート指導（幼稚園から小学校 2 年生 50 時間、小学校 3 年生から中学生 70 時間）
- ③ 外国人住民への生活情報の提供 外国語版広報紙・ホームページ等
- ④ 外国人相談（英語、中国語、韓国語、タイ語、ミャンマー語）
- ⑤ しんじゅく多文化共生プラザ 交流、情報発信の拠点として設置。

新宿区 外国人住民の在留資格別の推移



(5) 外国人との共生社会の実現に向けて

- ・外国人住民の数、在留目的等は国の政策により大きく影響を受ける。外国人住民が多く居住する自治体では様々な課題に向き合って対応。今後の出入国管理政策の在り方を議論するうえで、受け入れに必要となる施策（多文化共生施策）についても併せて検討する必要がある。
- ・今後、「永住者」の増加を踏まえた在留管理制度を検討する必要がある。
- ・すでに一定期間日本に滞在するいわゆる「不法滞在者」について、良好な滞在状況等を十分勘案し、現実的な対応として適法に在留できる制度を検討する必要がある。